

基礎年金番号・年金手帳について

基礎年金番号は年金手帳や基礎年金番号通知書に記載されています。年金手帳は大切に保管してください。

茶色の手帳

昭和35年10月～昭和49年10月に国民年金の被保険者資格の取得手続きをおこなった人に発行されます。手帳の色はおおむね5年ごとに更新されており、茶色以外にも、水色、肌色などがあります。

オレンジ色の手帳

昭和49年11月から平成8年12月までに被保険者資格の取得手続きをおこなった人に発行されます。

青色の手帳

平成9年1月以降に被保険者資格の取得手続きをおこなった人に発行されます。

年金手帳を紛失した場合

年金手帳の再交付は、役場かお近くの年金事務所に出してください。年金手帳は、年金事務所より後日郵送いたします。

また、既に年金を受給されている人は、年金証書が手もとに有れば、年金手帳は必要ありません。

年金手帳が複数冊ある場合

その年金手帳の中に表紙の色が青色のものがあるか確認をしてください。

青色の年金手帳がありましたら、そこに記載された記号番号が基礎年金番号となります。

さらに全ての年金手帳の番号を確認してください。同じ番号であればどれか一冊を保管してください。番号が異なる場合には年金加入記録が複数に分散している可能性があります。

①全て青色の場合

基礎年金番号が二重に払い出されています。

②青色とそれ以外の場合

基礎年金番号で管理できない記録がある可能性があります。

③全て青色以外の場合

基礎年金番号通知書があるかどうか確認してください。通知書に記載された番号が基礎年金番号となります。通知書が見つからない場合、青色の手帳を発行手続きしてください。

上記①～③に該当する方で、現在厚生年金保険に加入している場合には、会社の社会保険担当へ、それ以外の人はお近くの年金事務所へ直接それぞれ、年金手帳を提出しお手続きをしてください。

■お問い合わせ

ねんきんダイヤル

☎0570-0511165

日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp>

旭川年金事務所

年金の加入手続き、納入相談など

☎0166-2711611

年金相談の予約など

☎0166-7215004

役場税務住民課年金担当

☎4-2511

内線116・117

☆4-251103



お知らせ

生ごみ処理機・コンポスト容器的購入補助のお知らせ（再募集）

生ごみの減量化と再生利用を目的として、生ごみ処理機及びコンポスト容器を購入された人に購入費の一部を補助します。

■補助要件

町内在住者で、町内小売店から購入された人。（過去に補助金を受けた人も対象になります。）

■補助金額

・生ごみ処理機

購入費の1/3以内で上限額20,000円

・コンポスト容器

購入費の1/3以内で上限額2,000円

■申請方法

ごみ減量化機器等購入補助金交付申請書（申請書は税務住民課若しくはホームページからダウンロードできます）に必要事項を記載し、領収書を添付の上、税務住民課住民・生活グループに提出してください。

■申込期限

令和3年11月30日（火）

■お問い合わせ

税務住民課

住民・生活グループ

☎4-2511

内線118

☆4-251103

